

鳥獣保護管理小委員会の設置について

平成17年9月27日
野生生物部会決定
(平成18年5月31日改訂)

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 野生生物部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、鳥獣保護管理小委員会を置く。
2. 鳥獣保護管理小委員会は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の見直しについて検討を行う。
3. 鳥獣保護管理小委員会の決議は、部会長の同意を得て、野生生物部会の決議とすることができる。